

2020

埼玉県信用保証協会の現況



Disclosure

目 次

ごあいさつ	2
プロフィール	3
コーポレート・アイデンティティ	4
信用補完制度	5
令和元年度の主な取組み	7
令和元年度事業報告	18
令和元年度統計資料	22
第5次中期事業計画	26
令和2年度経営計画	27
情報管理・コンプライアンス等の取組み	29
事業体制と県内ネットワーク	33

表 紙



熊谷スポーツ文化公園 熊谷ラグビー場

埼玉県熊谷市にある熊谷スポーツ文化公園の中心施設として建設された、県内唯一、そして全国でも数少ないラグビー専用スタジアムです。ジャパンラグビートップリーグや全国大学ラグビー選手権大会の試合などが行われています。

平成30年には全面改修が行われ、夜間照明塔や大型映像装置の設置に加え、客席の傾斜を高くすることで客席とピッチの距離を縮め、臨場感あふれる試合を観戦できるスタジアムに生まれ変わりました。

そして、令和元年秋には、日本中が熱く盛り上がった「ラグビーワールドカップ2019」の会場の1つとなり、メインスタンドへつながる大階段に階段アートが施されました。大会期間中は、勝利に向かって仲間と心を1つに「ワンチーム」となって戦う選手の姿を一目見ようと、日本全国はもとより世界各国から大勢のラグビーファンが訪れました。

ごあいさつ



会長 中野 晃

平素は、埼玉県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「2020 埼玉県信用保証協会の現況」を作成いたしました。当協会の事業実績や取組み等についてご高覧賜り、当協会に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

さて、令和元年度は、5月1日に「平成」から「令和」への改元が行われ、当協会としまして、6月25日に創立70周年を迎え、改元とともに気持ちを新たにする節目の年となりました。

また、県内の経済状況は、上期は雇用情勢の改善や個人消費の持ち直し等により緩やかな回復傾向が続いていたものの、下期以降は相次ぐ自然災害や消費税増税に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は急激に後退し始めました。

このような中、当協会では、中小企業・小規模事業者の実情に寄り添った支援に取り組んでまいりました。

例えば、自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、中小企業・小規模事業者の事業活動に甚大な影響を及ぼす事象が発生した際には、速やかに相談窓口を設置し、一般保証とは別枠でご利用いただける保証制度を周知するなど、中小企業・小規模事業者の支援に迅速かつ柔軟に対応できるよう努めました。

令和2年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模事業者にとって厳しい経済環境が続くものと思われます。当協会としても、この未曾有の危機に際し、これまで以上に中小企業・小規模事業者の皆さまに寄り添い、適時適切な金融支援・経営支援をご提供できるよう、役職員一丸となって全力で取り組んでまいり所存です。関係機関の皆さまには、引き続きご指導、ご鞭撻ならびに温かいご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和2年8月

プロフィール

概要 (令和2年3月31日現在)

名称	埼玉県信用保証協会
人格	信用保証協会法に基づく法人
主務大臣	内閣総理大臣・経済産業大臣
本店所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル11階
設立	昭和24年6月25日
事務所	本店、3支店
役職員数*	役員 5名 職員 181名 ※非常勤役員・嘱託・パートタイマー等を除く
基本財産	790億円
保証債務残高	7,599億円
保証利用企業者数	45,425企業
関連会社	保証協会債権回収株式会社 保証協会システムセンター株式会社



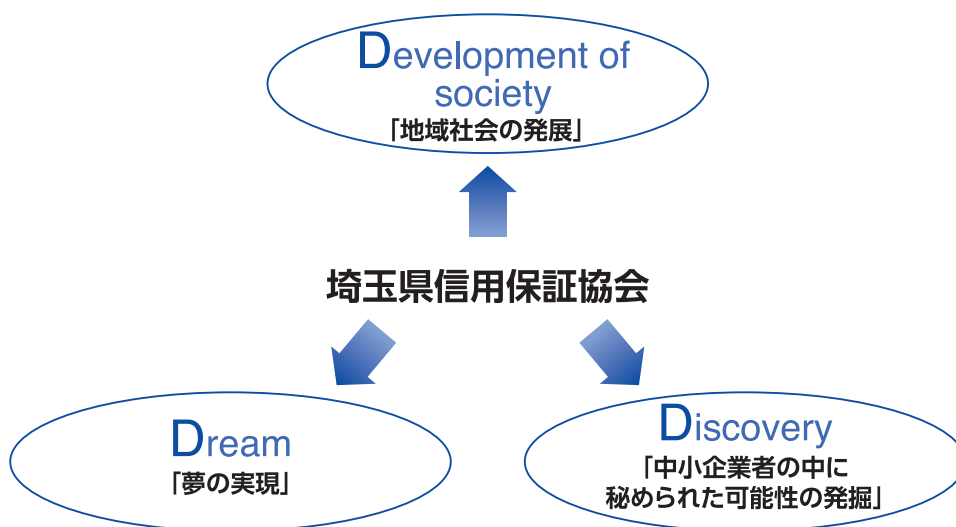
沿革

昭和24年	6月	財団法人埼玉県信用保証協会として大蔵大臣認可
昭和24年	7月	浦和（現：さいたま）市にて業務開始
昭和28年	8月	信用保証協会法公布・施行
昭和29年	6月	信用保証協会法に基づく法人に組織変更
昭和61年	10月	熊谷支所を開設
昭和63年	3月	本所を現住所地のソニックシティビル11階に移転
平成元年	4月	川越支所を開設
平成3年	10月	春日部支所を開設
平成11年	4月	「本所」を「本店」に、「支所」を「支店」に名称変更 基本理念およびシンボルマークを改定（3つのD）
平成13年	4月	保証協会債権回収株式会社（埼玉営業所）業務開始

コーポレート・アイデンティティ

基本理念

埼玉県信用保証協会は、
地域社会の発展 〈Development of society〉 のため、
中小企業者の中に秘められた可能性を発掘 〈Discovery〉 し、
夢の実現 〈Dream〉 のお手伝いをします。



基本理念は、当協会のあるべき姿、目指すべき方向を端的にあらわしたものです。この基本理念の3つのDを通じて、より一層皆さまに信頼される信用保証協会の実現に向け、鋭意努力を続けてまいります。

シンボルマーク



【デザイン趣意】

シンボルマークは、当協会の基本理念である「3D」を、信用保証協会の持っている「人間的な優しさ」の表現として、ソフトな筆タッチの花びらをモチーフにしました。中小企業者・金融機関・当協会の3つの力で大きく花ひらくイメージです。

コーポレートカラーは、当協会がこれからも「信頼のできる安定した機関」であることを象徴して、安定のブルーと信頼のグリーンを選びました。

信用補完制度

信用補完制度について

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、または資本市場からの事業資金調達のため私募債を発行する際、信用保証協会が公的な保証人として、中小企業者の金融を円滑にする制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）に伴う信用保証協会のリスクを、国が出資する日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

この2つの制度を総称して「信用補完制度」といい、国の中小企業金融施策の重要な一翼を担っています。

信用補完制度

信用保証制度

信用保証制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者が基本的な当事者です。信用保証協会は、中小企業者からの信用保証委託申込を受け融資の保証をします。その際、信用保証協会は、中小企業者から信用保証料を受領し、また、融資が返済不履行になった場合は、金融機関に対し代位弁済します。

※現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）、全国をあわせて51協会が設けられています。

信用保険制度

信用保証協会は、日本政策金融公庫と信用保険契約を結び、保証付融資の実行に伴い信用保険料を支払います。金融機関への代位弁済が発生した場合、信用保証協会は、代位弁済額のうち一定の割合の金額を日本政策金融公庫から保険金として受領します。

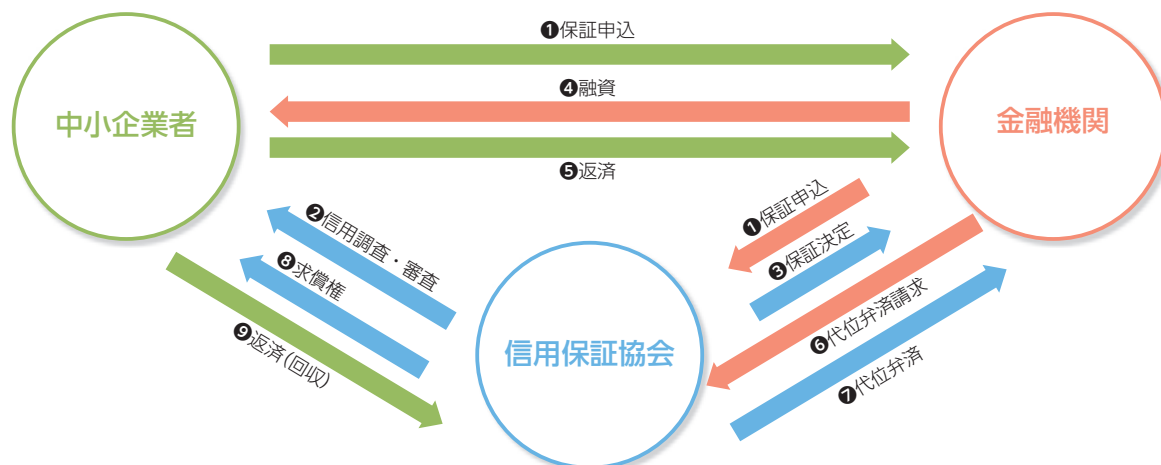
〈責任共有制度について〉

平成17年6月に中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、平成19年10月1日から金融機関と信用保証協会との「責任共有制度」が導入されました。

従来は金融機関の融資額に対し、原則として信用保証協会が100%を保証していましたが、本制度導入後は、一部の制度を除いて信用保証協会の保証割合が80%となり、金融機関に20%の責任負担が生じることになりました。

このように、金融機関と信用保証協会とが責任を共有することで、両者が従来以上に連携を強化し、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった適切な支援を行うことが期待されています。

信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者は、取引金融機関等を経由して信用保証協会に保証申込をします。
県・市町村制度融資の場合は、金融機関の他に市町村や商工会議所・商工会等を経由して申込をします。
- ② 信用保証協会は、申込内容等の調査・審査をします。
- ③ 信用保証協会は、適当と認めた場合には保証決定し、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、中小企業者に融資します。中小企業者は金融機関を通じて信用保証料を支払います。
- ⑤ 中小企業者は、金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者が、万一何らかの事情で借入金の全部または一部を返済することができなくなった場合、金融機関は信用保証協会に保証債務の履行（代位弁済）を請求します。
- ⑦ 信用保証協会は、請求を審査した後、金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、代位弁済によって中小企業者に対し求償権を取得します。（求償権発生）
- ⑨ 信用保証協会は、以後、中小企業者と経営の立て直し等を相談しながら求償権の回収を図ります。

信用保険制度のしくみ



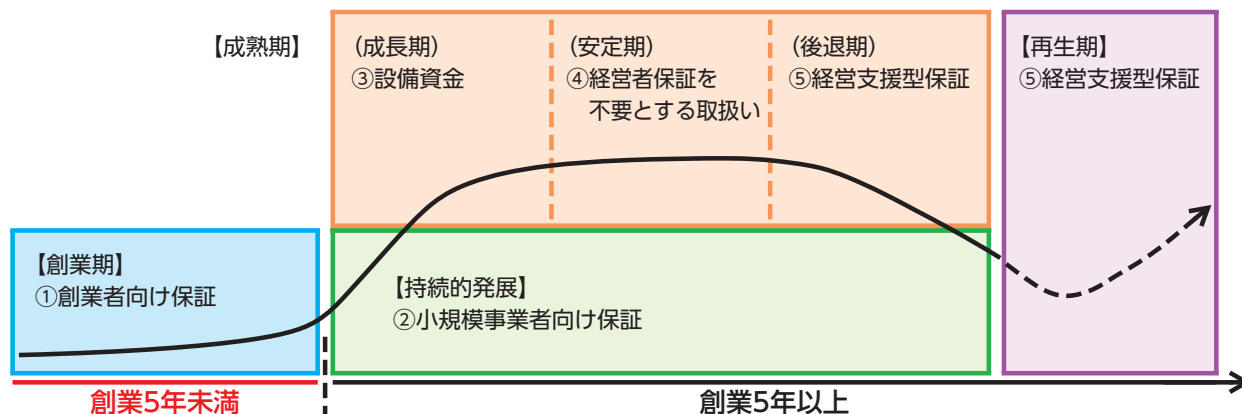
- ① 信用保証協会と日本政策金融公庫（以下「公庫」という）は信用保険契約（包括保険の契約）を締結し、公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、信用保証を行うと上記①の契約に基づき公庫に保証通知をするとともに、信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した場合には、公庫に保険金を請求します。
- ④ 公庫は保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額に対して一定の割合を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は保険金受領後に求償権を回収した場合は、公庫に対し保険金の受領割合に応じて回収金を納付します。

令和元年度の主な取組み

多様な資金需要に対するきめ細かな金融支援

『中小企業者のライフステージに応じた金融支援』

【中小企業者のライフステージ図（イメージ）】



【令和元年度 ライフステージに応じた保証の承諾実績】

(単位：件、百万円)

ライフステージ	金融支援の内容（主な保証制度）	件数	金額
創業期	創業者向け保証（県起業家育成資金）	1,173	4,565
成熟期（持続的発展）	小規模事業者向け保証（県小規模事業資金）	5,118	21,236
成熟期（成長期）	設備資金（制度問わず）	3,364	36,923
成熟期（安定期）	経営者保証を不要とする取扱い（制度問わず）	1,002	37,501
成熟期（後退期） 再生期	経営支援型保証（県企業パワーアップ資金・経営力強化保証）	313	7,258

『金融機関と連携した支援（無担保型特別保証（無担保マスター）の要件変更）』

金融機関と当協会の連携強化による支援として「無担保型特別保証（無担保マスター）」の要件変更を行いました。

《主な変更のポイント》

対象者要件について、期間3年以上のプロパー協調融資の実行をもって、与信取引実績は問わないこととしました。

	変更前	変更後
対象者要件の一部	保証申込日以前に与信取引が3年以上あり、プロパー支援中で今後とも支援育成方針であること。	次のいずれかに該当し、今後とも支援育成方針であること。 ①保証申込日以前に与信取引が3年以上あり、プロパー支援中であること。 ②本制度と同時に期間3年以上のプロパー融資を実行すること。(追加)

『経営者保証を不要とする取扱いの拡大』

経営者保証を付さない融資の促進を図るべく、経営者保証を不要とする取扱いを拡大しています。

1. 新規融資（新規保証）時の取扱い

取扱いは、以下の3つのタイプとなります。

1【財務型】一定の財務要件（特定社債の適債基準と同等の財務要件）による取扱い

対象保証制度：エグゼクティブ・プラス保証

要件：エグゼクティブ・プラス保証の要件を満たしている

2【金融機関連携型】金融機関と信用保証協会の連携による取扱い

対象保証制度：全制度

要件：以下①、②の要件をともに満たしている

①経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資（保証付融資と同時実行を含む）の残高がある

②「法人と経営者における資産・経理の分離」、「債務超過や赤字でない」等の要件を満たしている

3【担保型】十分な保全による取扱い

対象保証制度：全制度

要件：申込人または経営者本人が所有する不動産の担保提供があり、保証金額に対して100%以上の保全が図られている

2. 融資実行後（期中）の取扱い

(1)融資実行後に経営者保証解除のご希望がある場合

以下の2つのいずれかの手続きで経営者保証の解除を行うことができます。

タイプ 手続き	財務型 (エグゼクティブ・プラス保証)	金融機関連携型	担保型
借換(新規融資)**	○	○	○
条件変更	×	○	×

**3つのタイプのいずれかの要件に該当する必要があります。

(2)事業承継（代表者の交代）時に経営者保証解除のご希望がある場合

前述「(1)融資実行後に経営者保証解除のご希望がある場合」と同様の手続きで、経営者保証の解除を行うことができます。

なお、前述「(1)融資実行後に経営者保証解除のご希望がある場合」に記載した要件に合致しない場合でも、旧・新代表者の両方の経営者保証を付すことは基本的に行いません。その場合の手続きは、以下のとおりです。

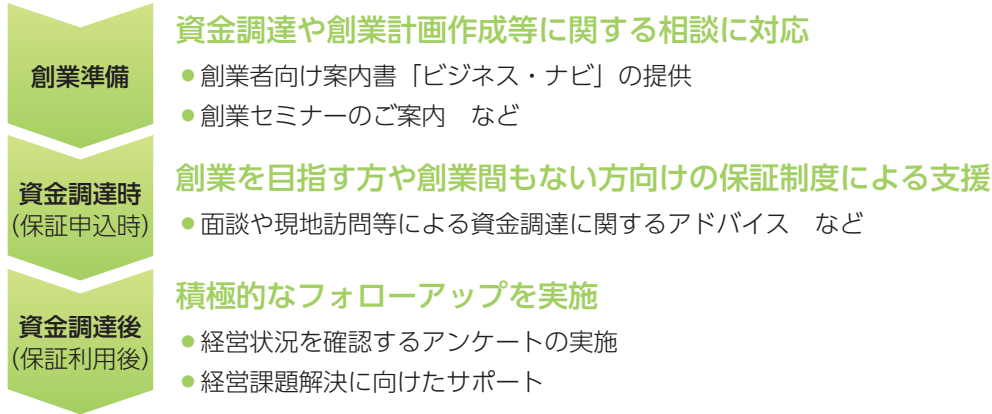
連帯保証人変更の有無	手続き
無 (連帯保証人：旧代表者のまま)	「被保証人名称・住所等変更届出書」による届出
有 (連帯保証人：新代表者に変更)	条件変更による手続き

令和元年度の主な取組み

段階に応じた創業支援

創業を目指す方や創業間もない方へ創業の段階に応じた支援やツールを用意し、「創業者に寄り添った支援」を行っています。

《創業支援のフロー》



【創業者向け案内書「ビジネス・ナビ」】

創業に向けての心構え、資金プランの立て方や資金計画の作成方法等を順序だててわかりやすく掲載した創業者向け案内書「ビジネス・ナビ」を作成し、当協会各部支店の窓口で配布するほか、幅広い方にご活用いただけるよう当協会のホームページにも掲載しました。



【資金調達後(保証利用後)のフォローアップ】

当協会をご利用いただいた創業者へ保証利用後6か月経過および1年6か月経過時点にアンケートをお送りし、経営状況を確認しています。

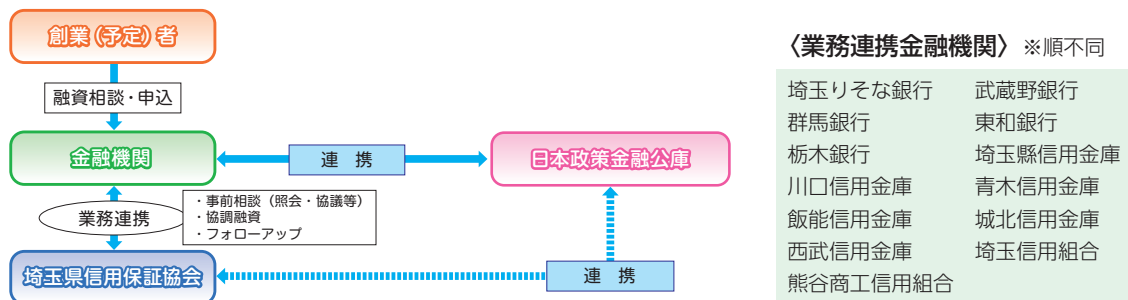
アンケートのご回答を受けて、当協会職員が電話や訪問にてお困りの点や経営課題をお伺いし、課題に適した専門家を派遣する等、課題の解決に向けたお手伝いをしています。

『金融機関との業務連携による創業支援』

創業者への支援を強化するために、金融機関と業務連携をしています。

金融機関から当協会への事前照会や事前協議スキームを整備することで保証審査を迅速化したり、保証利用後のフォローアップにおける連携に取り組んだりするなど、創業者の事業が軌道に乗るようサポートしています。

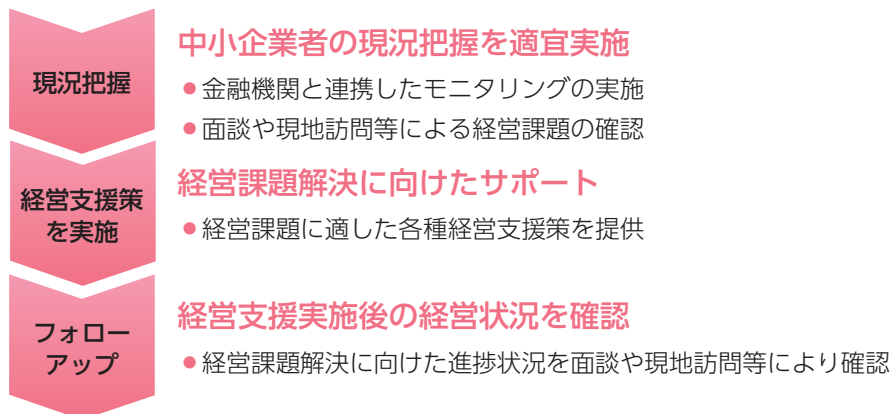
〈業務連携による創業支援のスキームイメージ〉



中小企業者の課題に適した経営支援

中小企業者の課題に適した経営支援を、適切なタイミングで提供できるよう努めています。

《経営支援のフロー》



『各種経営支援策』

【専門家派遣】

経営課題を抱えている中小企業者に豊富な知識と経験を有する専門家を派遣し、目標実現や課題解決に向けたお手伝いをしています。派遣費用については、当協会の補助制度をご利用いただけます。

埼玉県中小企業診断協会、日本技術士会埼玉県支部、日本公認会計士協会埼玉会等と連携し、中小企業者が抱える経営課題に適した専門家を派遣しています。

【経営サポート会議】

「経営サポート会議」は、中小企業者が抱える金融面の課題解決をサポートするため、中小企業者と取引金融機関等の関係者が一堂に会し、支援の方向性について意見交換を行う会議です。

当協会が事務局を務め、中立的な立場で会議を運営することで、課題の早期解決をサポートしています。

【経営改善計画策定支援事業の事業者負担費用への補助】

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善に取り組んでいる中小企業者に対して、平成25年11月から経営改善計画の策定に係る費用の一部を補助しています。

【返済正常化および事業再生の取組み】

借換保証等を活用した返済正常化支援、および求償権消滅保証等を活用した事業再生支援に取り組んでいます。

その他にも、「埼玉県中小企業再生支援協議会」への職員派遣をはじめ、金融機関の再生支援部署や地域の関係機関との連携を深める等、返済正常化および事業再生に向けた体制の充実と強化を図っています。

令和元年度の主な取組み

自然災害等に関する支援

中小企業者の経営環境に影響を与える突発的な事象が発生した際、中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないように迅速な対応に努めています。

令和元年度は、埼玉県内にも甚大な被害を及ぼした台風第19号や、新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりにより経営環境に影響を受けた中小企業者の支援に力を尽くしました。

『相談窓口の設置』

平日の営業時間内に中小企業者からのご相談を承る窓口を、当協会の経営支援部および本店営業部、各支店に設置しました。

またその他、休日にも電話でのご相談に対応しました。

『経営安定のための保証制度の周知』

中小企業者の資金繰りを支援するため、責任共有対象外かつ一般保証とは別枠で利用できる保証制度や埼玉県制度の特例措置について、当協会の月報誌等で周知し活用を促しました。

令和元年台風第19号に伴う災害に関する「セーフティネット4号」および「激甚災害」の指定について

令和元年台風第19号に伴う災害が、セーフティネット4号と激甚災害の対象に指定されましたので、対象の主な保証制度をご案内いたします。今後の台風により、経営に影響を受けたおさまの支援にお応えください。

指定内容 (令和元年11月19日時点)

セーフティネット4号
 対象地域: 埼玉県内
 対象業種: 製造業、卸売業、小売業、建設業、運輸業、情報業、宿泊業、飲食業、娯楽業、不動産業、金融業、サービス業、その他
 対象期間: 令和元年11月19日～令和2年3月31日

対象となる主な保証制度

保証制度	セーフティネット4号	激甚災害
保証制度	○	○
経営安定資金	○	○
経営安定保証	○	○

保証制度の概要

経営安定資金 (大抵指定等貸付 (災害復旧期間 (大抵指定災害等貸付)) 4年 返済)

- 借付期間: 借付期間として、令和2年3月31日(貸付開始日)まで借付期間が引き上げられています。
- 借付利率: 大抵指定災害復旧期間中は、借付利率 1.0% (貸付開始日より)

経営安定保証 (セーフティネット4号の場合、経営の安定に必要なもの、激甚災害の場合、同業の経営に必要なもの)

- 借付期間: 令和2年3月31日
- 借付利率: 1.0% (貸付開始日より)

経営安定関連保証 4年 返済

- 借付期間: 2年(0.02%) 繰上4年(0.02%)
- 借付利率: 借付利率は必要最低限に引き下げます。
- 借付利率: 借付利率は必要最低限に引き下げます。

災害関係保証 返済

- 借付期間: 2年(0.02%) 繰上4年(0.02%)
- 借付利率: 借付利率は必要最低限に引き下げます。
- 借付利率: 借付利率は必要最低限に引き下げます。

以上の保証制度は、責任共有対象外制度であり、一般保証とは別枠でご利用いただけます。

※ 本件に関するご質問につきましては、本店営業部・各支店の保証課までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業者の皆さまへの支援について

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者の皆さまへの金融支援についてご案内いたします。

①セーフティネット保証4号の対象に指定されました

【指定期間】令和2年2月1日～令和2年6月30日
 【対象業種】製造業、卸売業、小売業、建設業、運輸業、情報業、宿泊業、飲食業、娯楽業、不動産業、金融業、サービス業、その他
 【対象となる主な保証制度】 ● 経営安定資金 ● 大抵指定等貸付 (災害復旧期間 (大抵指定災害等貸付)) ● 経営安定保証

これらの保証制度は、責任共有対象外制度です。また、一般保証とは別枠でご利用いただけます。

②経営あしん資金 (要件緩和型経営安定資金) の特例措置が受けられました

【申込受付期間】令和2年2月1日～令和2年9月30日(貸付開始日)まで
 【特例措置の内容】 貸付期間の延長

貸付期間の延長は、令和2年9月30日(貸付開始日)まで延長されます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年10月1日(貸付開始日)までは、借付利率は標準利率または借付利率の半額に引き下げられています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、申込日の借付利率は、借付利率の半額に引き下げられています。

③危機関連保証が発動されました

【指定期間】令和2年2月1日～令和2年7月31日
 【対象業種】製造業、卸売業、小売業、建設業、運輸業、情報業、宿泊業、飲食業、娯楽業、不動産業、金融業、サービス業、その他
 【特例措置】 借付利率は、借付利率の半額に引き下げられています。また、借付利率の半額に引き下げられています。

※ 本件に関するご質問につきましては、本店営業部・各支店の保証課までお問い合わせください。

『市町村との連携』

市町村が開催する相談会に参加するなど、市町村と連携した支援を適宜実施しました。

【令和元年度に参加した相談会】

「台風19号による被災企業の相談会」

開催日: 令和元年12月2日

開催場所: 東松山市役所

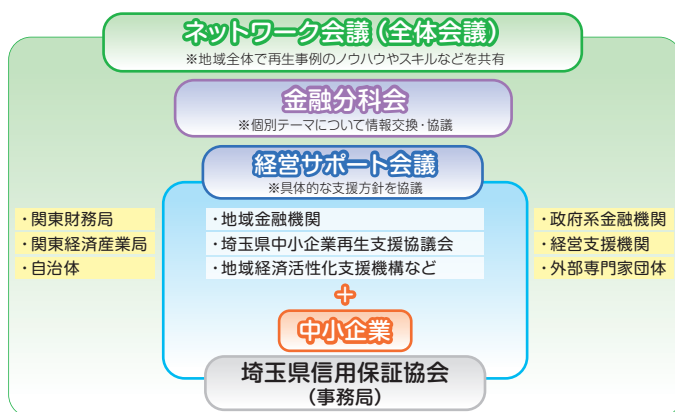


関係機関との連携強化

『「彩の国中小企業支援ネットワーク」による連携』

本ネットワークは、関係機関の連携強化と協調体制を構築することで、中小企業者の経営改善や再生支援、また創業支援等を促し、地域経済の活性化を図ることを目的として、当協会が事務局となり、平成24年9月に発足しました。

〈彩の国中小企業支援ネットワークイメージ図〉



「ネットワーク会議」

地域の再生事例、経営改善や創業に関するノウハウ、スキルを共有し、地域全体の中小企業者支援に関する目線あわせを目的として定期的に開催

「金融分科会」

ネットワークの構成メンバーの中から個別テーマを共有する関係機関が集い、テーマに係る情報交換や協議・検討を行うため定期的に開催（平成27年5月設置）

構成メンバー（全28機関） ※順不同

関東財務局／関東経済産業局／埼玉県／さいたま市（産業創造財団を含む）／埼玉県中小企業再生支援協議会／地域経済活性化支援機構／日本政策金融公庫／商工組合中央金庫／埼玉りそな銀行／武蔵野銀行／埼玉縣信用金庫／川口信用金庫／飯能信用金庫／青木信用金庫／熊谷商工信用組合／埼玉信用組合／埼玉県医師信用組合／埼玉県産業振興公社／埼玉県商工会議所連合会／埼玉県商工会連合会／埼玉県中小企業団体中央会／関東信越税理士会埼玉県支部連合会／日本公認会計士協会埼玉県会／埼玉県中小企業診断協会／埼玉弁護士会／さいたま商工会議所／埼玉県事業引継ぎ支援センター／埼玉県信用保証協会

【彩の国中小企業支援ネットワーク会議】

●第15回

開催日：令和元年5月15日

開催場所：ソニックシティホール国際会議室

●第16回

開催日：令和元年11月14日

開催場所：ソニックシティホール国際会議室



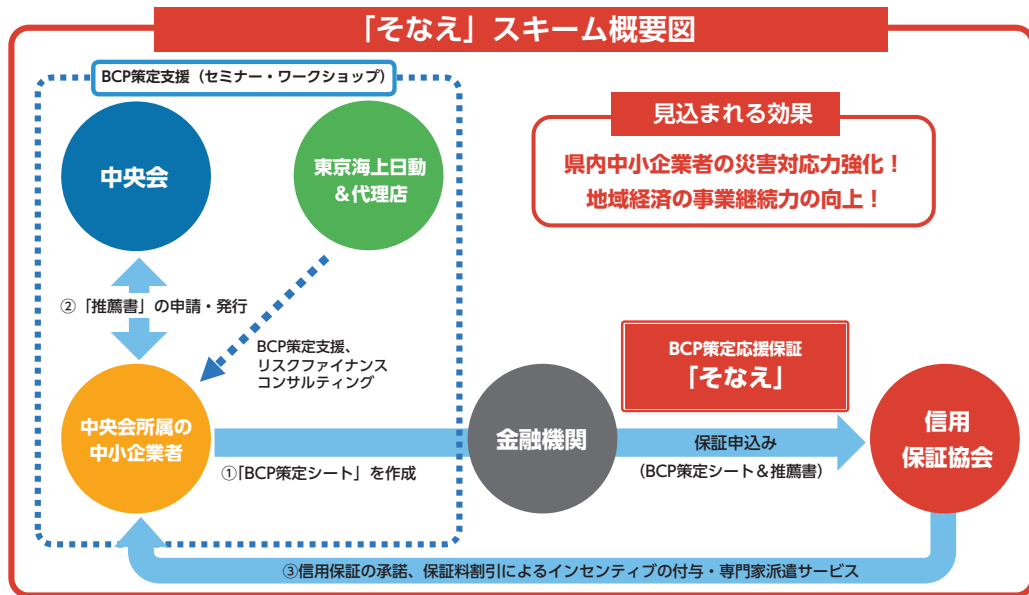
令和元年度の主な取組み

『中小企業者の災害対応力強化に係る支援』

埼玉県中小企業団体中央会（以下、中央会という）、東京海上日動火災保険株式会社（以下、東京海上日動という）と平成30年12月14日に締結した「中小企業の経営力向上、経営改善支援等に関する包括連携協定」に基づく取組みとして、「BCP 策定応援保証『そなえ』」を創設し、令和元年10月1日から取扱いを開始しました。

東京海上日動が指定する「BCP 策定シート」を作成し、中央会が発行する「推薦書」を取得することを利用要件とし、信用保証料率を基準保証料率から最大で10%割り引いた保証制度です。信用保証料負担を軽減することで、中小企業者のBCP 策定への積極的な取組みを後押しします。

また、BCP 策定に関するセミナーやワークショップの開催、BCP 策定後の運用や見直しに係る支援についても3者で連携し、県内中小企業者の災害対応力強化、ひいては地域経済の事業継続力向上につながるよう努めてまいります。



『健康保険協会・組合等連携保証（健やか）の要件変更』

中小企業者の健康経営を後押しするため、「健康保険協会・組合等連携保証（健やか）」の要件をよりご利用いただきやすく変更しました。

《主な変更のポイント》

新たに日本健康会議および埼玉県と連携し、各団体の認定を受けている中小企業者を対象者に追加しました。

	変更前	変更後
対象者要件の一部	協会けんぽ等の「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」認定基準該当者	次のいずれかに該当する中小企業者 ①協会けんぽ等の「従業員等の健康増進に積極的に取り組む企業」認定取得者 ②日本健康会議の「健康経営優良法人」認定取得者（追加） ③埼玉県の「埼玉県健康経営実践事業所」認定取得者（追加）

『金融機関との意見交換会、研修会の実施』

金融機関とは、経営トップをはじめ実務担当者まで各階層において密接な対話に努め、中小企業者のニーズの把握等に取り組んでいます。また、当協会本店営業部・各支店の職員は、積極的に金融機関営業店を訪問し、金融の円滑化や経営支援等において連携を強化しています。その他、当協会の業務について理解を深めていただくため、金融機関の融資実務担当者向けの研修会を定期的を開催しています。



『彩の国中小企業再生ファンド』への出資

平成25年10月に組成された「彩の国中小企業再生ファンド」は、県内8金融機関および中小企業基盤整備機構等との共同出資による官民一体型の再生ファンドで、地域における事業再生支援機能の強化を図り、主に埼玉県内の中小企業者の再生を目的としています。

お客さまの満足度向上に向けた取組み

当協会では、「お客さまに気持ちよく当協会をご利用いただくために」をコンセプトとして、CS（顧客満足）活動を推進しています。

CS推進計画に基づくアクションプランを作成し、広くお客さまの求めるニーズに応えられるよう協会全体で取り組んでいます。

令和元年度は、管理職の職員を対象にCSやCSと密接に関係するES（従業員満足）について理解を深める内部研修等を行いました。



地域社会に向けた貢献活動

『専門学校にて出張講座を開催』

将来開業を目指す可能性のある学生を対象に、起業マインドの醸成をねらった取組みとして、埼玉ベルエポック製菓調理専門学校にて、出張講座を開催しました。

学生に開業を身近に感じていただけるよう、「開業するまでに準備すること」や「売上や経費の予測方法」等について、具体的な事例やワークを取り入れながら説明しました。



開催日	令和元年11月1日・11月8日・ 11月13日・11月20日
受講対象者 (参加人数)	調理師科2年生（約40名） パティシエ課2年生（約40名）

令和元年度の主な取組み

CSR への取組み

『AED（自動体外式除細動器）の設置および救命講習の実施』

CSR（企業の社会的責任）活動の一環として、本店および全支店に AED を設置しています。

また、定期的に AED を用いた一次救命処置や止血法等に関する講習を実施し、来訪者、地域住民、職員らの不測の事態に対応できるよう備えています。



『「防犯のまちづくりに関する協定」に基づく活動』

埼玉県ならびに埼玉県警察と「防犯のまちづくりに関する協定」を締結しています。業務車両に防犯ステッカーを貼付し、安全で安心な街づくりのための活動を行っています。

広報活動の充実

『月報誌「マンスリー・レポート」の発行』

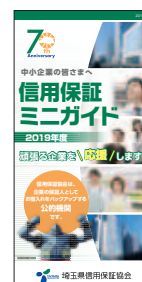
月報誌「マンスリー・レポート」を毎月発行し、関係機関に配布しています。

保証制度に関するお知らせや諸統計の他、当協会をご利用いただいている中小企業者の紹介等を掲載しています。



『「信用保証ミニガイド」の発行』

中小企業者向けに、当協会の取組内容についてコンパクトにまとめた「信用保証ミニガイド」を発行し、当協会や関係機関の窓口で配布しました。



『保証制度のリーフレットを作成』

保証制度の周知を目的とした、各種リーフレットを作成しました。



『ホームページ』

中小企業者や関係機関への情報発信と事務の効率化を図るためにホームページを開設しています。

当協会の概要や保証制度等をご案内するページの他、金融機関にご利用いただける書式ダウンロードページを設け、利便性の向上に努めています。

また、当協会のホームページにアクセスしていただきやすいように、ご協力いただいた金融機関や商工団体等のホームページに当協会のバナー広告も設置しています。



『ビジネスフェアへの出展』

当協会を中小企業者および一般の方に幅広く知っていただくため、関係機関が主催するビジネスフェアに出展し、当協会の概要や各種保証制度についてご案内しました。

【さいしんビジネスフェア2019】

日時：令和元年6月12日10:00~18:00

会場：さいたまスーパーアリーナ

【彩の国ビジネスアリーナ2020】

日時：令和2年1月29日10:00~18:00

令和2年1月30日10:00~17:00

会場：さいたまスーパーアリーナ

『関係機関広報誌を活用した広報』

当協会が行っている経営支援策等を中小企業者や一般の方に幅広く知っていただくため、埼玉県広報誌「彩の国だより」の他、さいたま・川口・川越の商工会議所広報誌に広告を掲載しています。

『マスメディアを活用した広報』

当協会の概要や経営支援策等を中小企業者や一般の方に幅広く知っていただくため、FM NACK5でのラジオCM放送や、テレビ埼玉の「埼玉ビジネスウォッチ」のインフォメーションコーナーでの放映を行っています。

危機管理の徹底

『反社会的勢力の排除や不正利用の防止への取組み』

当協会では、信用保証委託契約書に反社会的勢力の排除条項を盛り込み、申込人または連帯保証人が反社会的勢力およびその共生者に該当する場合は、信用保証の対象外としています。平成26年8月には、反社会的勢力に対する統一的な対応方法を明確化したマニュアルを作成し、反社会的勢力との関係を遮断するため、定期的に内部研修を実施する等、役職員一丸となって取り組んでいます。

また、第三者が介在する申込みや申込内容と実態が異なる場合は一切保証しないことをパンフレットに明記する等、信用保証の不正利用防止にも努めています。

『事業継続計画（BCP）の策定』

当協会では、災害等の緊急事態が発生した場合の行動指針として、事業継続計画（BCP）を定めています。BCPでは、災害等緊急事態発生時の対策基準、連絡態勢や出勤態勢等について定めるとともに、定期的に訓練を実施し、緊急時に備えています。

令和元年度の主な取組み

創立70周年記念事業

令和元年6月25日に創立70周年を迎えたことを記念した各種事業を実施しました。

『創立70周年記念保証（サポート70）を創設』

創立70周年を迎えることができた感謝の気持ちと、県内中小企業者の成長・発展への一層の寄与を目指す想いを込め、信用保証料率を一般保証に比べて一律0.2%引き下げた「創立70周年記念保証（サポート70）」を創設しました。

※取扱期間：令和元年7月1日～令和元年11月29日当協会申込受付分



『創立70周年記念誌を発刊』

70年の歩みを振り返る年表や、当協会の特徴的な取組みに対する職員のコメント、事務所の変遷等を掲載した記念誌を発刊しました。



『中小企業者や関係機関等への周知活動』

【ポスター】

当協会本店および各支店の窓口や応接室に掲示しました。

【新聞広告】

埼玉新聞の一面広告企画「埼玉に、生きる。」に掲載しました。

掲載日：令和元年6月25日

掲載内容：「当協会のこれから」をテーマとした当協会会長と若手職員の対談

【ラジオCM】

従来から放送していたラジオCMをリニューアルするとともに、令和元年6月25日～令和元年7月8日には、創立70周年を記念した期間限定のCMを放送しました。

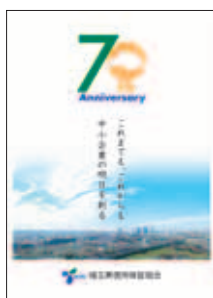
また、当協会オリジナルのサウンドロゴも作成しました。

【テレビCM】

テレビ埼玉の開局40周年記念企画とタイアップしたCMを放送しました。

【ノベルティグッズ】

創立70周年を記念したノベルティグッズとして「多機能ボールペン」と「ウェットティッシュ」を作成し、中小企業者や関係機関等に幅広く配布しました。



ポスター



新聞広告



テレビCM

令和元年度事業報告

業務実績

【主要業務数値】

(単位：件、百万円、%)

項目	件数	金額		計画値(金額)	
			前年比		計画達成率
保証承諾	24,465	304,172	110.6	280,000	108.6
保証債務残高	94,576	759,947	98.1	744,000	102.1
代位弁済	1,540	12,501	83.3	14,000	89.3
実際回収	333	3,612	92.4	3,300	109.4

【保証承諾】

県経営安定資金や市町村制度金融、無担保マスター等の伸長、そして、創立70周年記念保証「サポート70」の創設により、24,465件、304,172百万円(対前年比110.6%、対計画比108.6%)となり、前年実績および事業計画を上回りました。

【保証債務残高】

94,576件、759,947百万円(対前年比98.1%、対計画比102.1%)となり、前年実績を下回ったものの、保証承諾額の伸長により減少幅が縮小し、事業計画を上回りました。

【代位弁済】

条件変更柔軟に対応したこと、従来に引き続き経営支援・事業再生支援の強化などに努めたことにより、1,540件、12,501百万円(対前年比83.3%、対計画比89.3%)となり、前年実績および事業計画を下回りました。

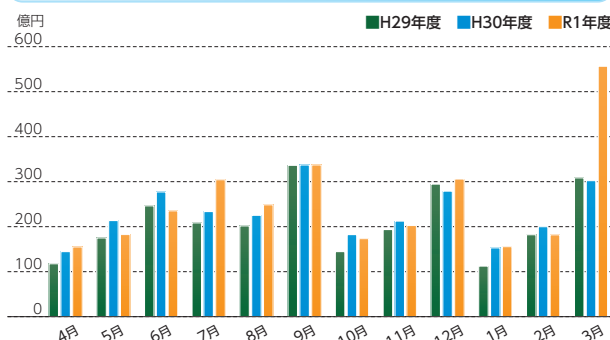
【実際回収】

近年の代位弁済の減少、無担保求償権割合の増加等により厳しい環境下であり、3,612百万円(対前年比92.4%、対計画比109.4%)となり、前年実績を下回ったものの、事業計画については上回りました。

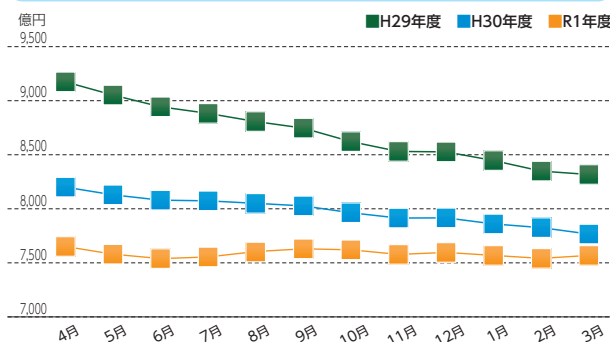
【保証利用企業者数】

45,425企業(前年比97.5%、△1,168企業)となりました。

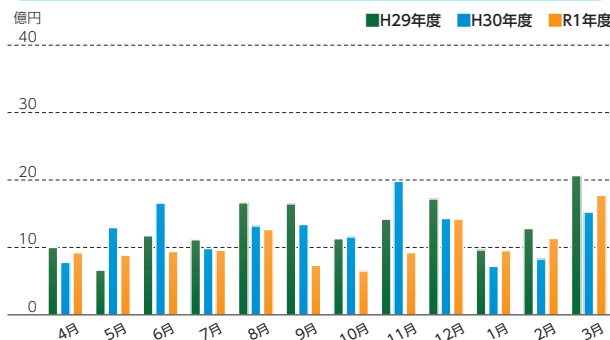
保証承諾金額の推移



保証債務残高金額の推移



代位弁済金額の推移



収支計算書

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで (単位：千円)

科目	金額
経常収入	9,785,029
保証料	7,393,192
運用資産収入	731,962
責任共有負担金	1,430,116
その他	229,759
経常支出	7,471,464
業務費	2,594,855
信用保険料	4,253,342
責任共有負担金納付金	443,629
その他	179,639
経常収支差額	2,313,566
経常外収入	16,209,821
償却求償権回収金	343,134
責任準備金戻入	4,855,927
求償権償却準備金戻入	1,187,203
求償権補てん金戻入	9,823,550
その他	6
経常外支出	17,408,415
求償権償却	11,416,460
責任準備金繰入	4,720,109
求償権償却準備金繰入	1,231,722
その他	40,123
経常外収支差額	△1,198,594
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,114,972
収支差額変動準備金繰入額	557,000
基本財産繰入額	557,972

保証料
受入保証料のうち、当該年度に対応する保証料を計上しています。

責任準備金
景気変動等により代位弁済が著しく増加した場合の備え（支払資金）として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権補てん金
代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と県・市町村等から受領した損失補償金からなっています。

信用保険料
日本政策金融公庫へ支払う当該年度分の信用保険料を計上しています。

求償権償却準備金
協会資産の健全性を保つ観点から、求償権に対して一定の割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権償却
年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権（自己償却）や当年度受領した保険金、損失補償金相当額を計上しています。

収支差額変動準備金取崩額
経常収支差額と経常外収支差額の合計額が負となった場合であって、さらに制度改革促進基金取崩額を加えた額がなお負となる場合、収支差額変動準備金をもって収支の差額の欠損を補てんすることになっています。

(単位：千円)

経常外収支	
科目	金額
償却求償権回収金	343,134
責任準備金	
戻入	4,855,927
繰入	△4,720,109
(当期純戻入額)	(135,818)
求償権償却準備金	
戻入	1,187,203
繰入	△1,231,722
(当期純戻入額)	(△44,519)
求償権償却	
求償権償却	△11,416,460
求償権補てん金戻入	9,823,550
(当期自己償却額)	(△1,592,910)
その他	△40,117
経常外収支差額	△1,198,594

上表は、信用保証協会法施行規則に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると左表のようになります。

貸借対照表

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

令和2年3月31日現在 (単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	328	基本財産	79,036,215
預け金	42,876,282	(内訳) 基金	32,428,748
(内訳) 当座預金	94,026	基金準備金	46,607,467
普通預金	2,729,539	制度改革促進基金	0
定期預金	40,000,000	収支差額変動準備金	22,381,596
郵便貯金	52,717	責任準備金	4,720,109
有価証券	75,006,855	求償権償却準備金	1,231,722
(内訳) 国債	0	退職給与引当金	1,077,529
地方債	45,892,105	損失補償金	0
社債	29,096,750	保証債務	759,947,281
株式	18,000	求償権補てん金	0
その他有価証券	36	借入金	0
(内訳) ファンド出資	36	雑勘定	16,266,152
動産・不動産	33,656	(内訳) 仮受金	85,472
(内訳) 事業用不動産	15,906	保険納付金	201,729
事業用動産	17,750	損失補償納付金	99,533
保証債務見返	759,947,281	未経過保証料	15,854,188
求償権	4,466,133	未払保険料	4,810
雑勘定	2,330,033	未払費用	20,419
(内訳) 仮払金	35,375		
厚生基金	298,630		
連合会勘定	5,698		
未収利息	97,092		
未経過保険料	1,893,238		
合計	884,660,604	合計	884,660,604

預け金
代位弁済の支払準備資産等として、各金融機関へ預託しています。

有価証券
地方債や社債等を保有し、運用しています。

求償権
経理上の求償権とは、一般求償権残高から保険金および県・市町村等の損失補償金相当分を控除した額です。

未経過保険料
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、次年度に帰属する部分を計上しています。

基本財産
株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出えん金と金融機関等負担金からなる【基金】と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】から構成されています。

収支差額変動準備金
収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して協会経営が不安定になるのを防ぐことができます。

未経過保証料
受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。経理上は保証料の前受金にあたります。

(単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	42,876,610	責任準備金	4,720,109
有価証券	75,006,855	退職給与引当金	1,077,529
その他有価証券	36	借入金	0
動産・不動産	33,656	雑勘定	16,266,152
求償権	4,466,133	負債合計	22,063,790
求償権償却準備金	△1,231,722	【正味財産】	
雑勘定	2,330,033	基本財産	79,036,215
		収支差額変動準備金	22,381,596
		正味財産合計	101,417,811
合計	123,481,601	負債および正味財産合計	123,481,601

上表は、信用保証協会法施行規則に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等へ書き換えると左表のようになります。

※保証債務見返（借方）・保証債務（貸方）759,947,281千円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、この表から除いています。

令和元年度事業報告

基本財産

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

基本財産は、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、保証債務の最高限度の算定基礎となっています。

このため、当協会が健全な経営を行い、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

当協会が引き受けできる保証債務の最高限度は、定款により基本財産の60倍（定款倍率といいます）と定められています。令和元年度末の基本財産は790億円となりましたので、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度は、4兆7,400億円となります。

※令和元年度末の保証債務残高7,599億円の実際倍率は9.6倍（定款倍率に対する消化率16.0%）

【基本財産の推移】

（単位：百万円）

年度	基本財産	基金	
		基金	基金準備金
平成27年度	74,531	31,545	42,986
平成28年度	76,214	31,862	44,352
平成29年度	77,421	32,086	45,334
平成30年度	78,309	32,259	46,049
令和元年度	79,036	32,429	46,607

経営計画の評価

当協会では、経営の透明性向上のため、毎年度の経営計画に基づく業務実績について自己評価を行うとともに、弁護士、公認会計士など評価に必要な学識を有する第三者で構成される外部評価委員会を設置し、客観的な評価を受けています。

令和元年度経営計画に対する自己評価と外部評価委員会からの意見については、ホームページで公表しております。（委員会：令和2年7月14日開催）



令和元年度統計資料

(数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。)

管轄別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
本店営業部	7,174	92,819	84.0	36.8	7,878	98,334	105.9	35.8	8,725	111,308	113.1	36.6
熊谷支店	3,790	41,423	82.7	16.4	4,205	46,134	111.4	16.8	4,024	47,183	102.2	15.5
川越支店	5,562	66,866	84.9	26.5	6,147	72,387	108.3	26.3	6,178	74,124	102.3	24.4
春日部支店	4,355	51,225	80.6	20.3	5,081	58,159	113.5	21.1	5,538	71,557	123.0	23.5
合 計	20,881	252,334	83.3	100.0	23,311	275,014	109.0	100.0	24,465	304,172	110.6	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
本店営業部	35,742	304,532	89.5	36.7	34,004	282,105	92.6	36.4	33,118	277,353	98.3	36.5
熊谷支店	17,795	136,784	90.1	16.5	16,602	127,919	93.5	16.5	15,724	122,905	96.0	16.2
川越支店	27,835	215,697	90.3	26.0	26,445	202,085	93.7	26.1	25,372	194,996	96.4	25.7
春日部支店	22,191	173,192	87.6	20.9	20,817	162,504	93.8	21.0	20,362	164,692	101.3	21.7
合 計	103,563	830,205	89.4	100.0	97,868	774,612	93.3	100.0	94,576	759,947	98.1	100.0

■代位弁済 (元利)

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
本店営業部	531	5,685	103.1	35.9	578	4,754	83.6	31.7	538	4,589	96.5	36.7
熊谷支店	250	2,056	72.2	13.0	314	2,599	126.4	17.3	234	1,864	71.7	14.9
川越支店	409	3,295	70.6	20.8	456	4,391	133.3	29.3	473	3,590	81.7	28.7
春日部支店	416	4,817	104.1	30.4	360	3,262	67.7	21.7	295	2,457	75.3	19.7
合 計	1,606	15,853	89.8	100.0	1,708	15,006	94.7	100.0	1,540	12,501	83.3	100.0

■実際求償権回収 (元損)

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
全 体	405	3,855	88.9	100.0	322	3,909	101.4	100.0	333	3,612	92.4	100.0
うちサービサー	183	1,063	116.4	27.6	187	1,169	110.0	29.9	187	1,045	89.4	28.9

令和元年度統計資料

金融機関群別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	4,104	75,572	79.9	29.9	3,909	71,029	94.0	25.8	3,702	67,548	95.1	22.2
地方銀行	3,519	51,895	75.4	20.6	3,644	49,901	95.9	18.1	4,126	63,207	126.7	20.8
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	2,868	25,780	90.8	10.2	2,872	26,810	104.5	9.7	2,952	30,221	112.7	9.9
信用金庫	9,747	93,762	89.4	37.2	12,154	121,434	129.5	44.2	13,056	138,091	113.7	45.4
信用組合	623	4,856	111.2	1.9	711	5,448	112.2	2.0	611	4,623	84.9	1.5
政府系金融機関	19	466	25.4	0.2	20	381	81.6	0.1	17	402	105.6	0.1
その他	1	4	<	0.0	1	12	332.7	0.0	1	80	666.7	0.0
合計	20,881	252,334	83.3	100.0	23,311	275,014	109.0	100.0	24,465	304,172	110.6	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	27,542	295,451	85.7	35.6	24,133	258,104	87.4	33.3	21,358	230,634	89.4	30.3
地方銀行	19,028	177,886	86.3	21.4	17,240	157,146	88.2	20.3	16,213	151,280	96.3	19.9
信託銀行	0	0	>	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	10,369	63,219	93.2	7.6	9,815	59,519	94.7	7.7	9,524	60,678	101.9	8.0
信用金庫	43,643	276,087	95.0	33.3	43,841	283,305	102.6	36.6	44,784	302,197	106.7	39.8
信用組合	2,719	14,250	94.6	1.7	2,608	13,938	97.8	1.8	2,502	13,153	94.4	1.7
政府系金融機関	259	3,297	80.5	0.4	227	2,576	78.1	0.3	190	1,906	74.0	0.3
その他	3	15	105.2	0.0	4	24	155.9	0.0	5	98	408.5	0.0
合計	103,563	830,205	89.4	100.0	97,868	774,612	93.3	100.0	94,576	759,947	98.1	100.0

■代位弁済（元利）

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	496	6,222	90.2	39.2	447	5,082	81.7	33.9	409	4,255	83.7	34.0
地方銀行	306	3,237	85.9	20.4	357	3,316	102.4	22.1	276	2,629	79.3	21.0
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	154	1,004	60.0	6.3	177	1,275	127.2	8.5	142	784	61.5	6.3
信用金庫	591	4,950	102.2	31.2	663	4,845	97.9	32.3	663	4,500	92.9	36.0
信用組合	55	329	97.3	2.1	58	451	137.1	3.0	46	298	66.2	2.4
政府系金融機関	4	112	78.8	0.7	6	38	33.8	0.3	4	33	88.8	0.3
その他	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合計	1,606	15,853	89.8	100.0	1,708	15,006	94.7	100.0	1,540	12,501	83.3	100.0

業種別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	3,595	48,314	75.2	19.1	4,004	52,050	107.7	18.9	4,330	57,692	110.8	19.0
農林漁業	15	80	78.7	0.0	14	239	300.6	0.1	10	105	43.7	0.0
鉱業	2	70	140.0	0.0	2	70	100.0	0.0	2	30	42.9	0.0
建設業	7,418	80,824	85.8	32.0	8,167	89,203	110.4	32.4	8,452	98,245	110.1	32.3
卸売業	2,132	32,940	82.2	13.1	2,360	35,229	106.9	12.8	2,469	39,664	112.6	13.0
小売業	2,218	25,762	90.0	10.2	2,436	27,321	106.1	9.9	2,457	28,805	105.4	9.5
飲食店	739	4,541	84.2	1.8	789	4,595	101.2	1.7	940	6,730	146.5	2.2
運送倉庫業	944	15,113	87.4	6.0	1,065	15,845	104.8	5.8	1,146	18,654	117.7	6.1
サービス業	3,013	30,117	83.2	11.9	3,419	34,535	114.7	12.6	3,682	39,118	113.3	12.9
不動産業	726	13,780	88.6	5.5	974	15,138	109.9	5.5	882	14,168	93.6	4.7
その他の産業	79	794	68.3	0.3	81	790	99.6	0.3	95	960	121.5	0.3
合計	20,881	252,334	83.3	100.0	23,311	275,014	109.0	100.0	24,465	304,172	110.6	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	22,345	211,137	86.2	25.4	20,244	188,120	89.1	24.3	18,873	176,523	93.8	23.2
農林漁業	50	234	107.0	0.0	49	352	150.8	0.0	44	314	89.1	0.0
鉱業	11	125	71.9	0.0	6	97	77.8	0.0	7	86	88.3	0.0
建設業	29,486	207,616	90.9	25.0	28,519	199,437	96.1	25.7	28,072	202,692	101.6	26.7
卸売業	11,264	113,011	88.0	13.6	10,297	102,393	90.6	13.2	9,728	98,000	95.7	12.9
小売業	11,760	86,964	92.2	10.5	11,185	83,066	95.5	10.7	10,828	81,668	98.3	10.7
飲食店	4,389	18,141	92.6	2.2	4,073	16,698	92.0	2.2	3,989	17,009	101.9	2.2
運送倉庫業	5,458	57,946	89.7	7.0	5,206	54,731	94.5	7.1	4,994	53,662	98.0	7.1
サービス業	16,020	106,759	89.6	12.9	15,441	100,907	94.5	13.0	15,110	100,627	99.7	13.2
不動産業	2,327	24,989	98.6	3.0	2,423	25,902	103.7	3.3	2,534	26,618	102.8	3.5
その他の産業	453	3,282	95.1	0.4	425	2,908	88.6	0.4	397	2,747	94.5	0.4
合計	103,563	830,205	89.4	100.0	97,868	774,612	93.3	100.0	94,576	759,947	98.1	100.0

■代位弁済 (元利)

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	281	3,299	69.5	20.8	250	2,535	76.8	16.9	278	2,801	110.5	22.4
農林漁業	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	4	19	<	0.2
鉱業	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
建設業	439	4,209	111.4	26.5	440	3,950	93.8	26.3	446	3,100	78.5	24.8
卸売業	251	3,012	80.3	19.0	279	3,156	104.8	21.0	252	2,906	92.1	23.2
小売業	227	1,908	99.2	12.0	276	2,055	107.7	13.7	213	1,962	95.5	15.7
飲食店	78	447	81.8	2.8	111	597	133.7	4.0	89	449	75.3	3.6
運送倉庫業	74	895	114.1	5.6	61	656	73.3	4.4	50	392	59.8	3.1
サービス業	231	1,956	100.2	12.3	263	1,921	98.2	12.8	185	749	39.0	6.0
不動産業	18	99	68.3	0.6	24	102	103.0	0.7	20	114	111.3	0.9
その他の産業	7	29	81.3	0.2	4	35	120.9	0.2	3	9	25.2	0.1
合計	1,606	15,853	89.8	100.0	1,708	15,006	94.7	100.0	1,540	12,501	83.3	100.0

令和元年度統計資料

制度別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
県制度	11,708	92,378	82.1	36.6	11,687	87,167	94.4	31.7	11,065	89,718	102.9	29.5
市町村制度	1,160	10,818	111.3	4.3	1,163	10,719	99.1	3.9	1,802	18,008	168.0	5.9
一般・協会制度	8,013	149,139	82.6	59.1	10,461	177,128	118.8	64.4	11,598	196,446	110.9	64.6
合計	20,881	252,334	83.3	100.0	23,311	275,014	109.0	100.0	24,465	304,172	110.6	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
県制度	61,562	361,140	89.5	43.5	57,822	325,192	90.0	42.0	53,530	297,038	91.3	39.1
市町村制度	7,241	36,187	92.8	4.4	6,706	34,530	95.4	4.5	6,812	38,155	110.5	5.0
一般・協会制度	34,760	432,878	89.1	52.1	33,340	414,890	95.8	53.6	34,234	424,754	102.4	55.9
合計	103,563	830,205	89.4	100.0	97,868	774,612	93.3	100.0	94,576	759,947	98.1	100.0

担保別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
有担保	960	22,894	76.9	9.1	769	18,735	81.8	6.8	757	17,703	94.5	5.8
無担保	19,921	229,441	84.0	90.9	22,542	256,279	111.7	93.2	23,708	286,469	111.8	94.2
合計	20,881	252,334	83.3	100.0	23,311	275,014	109.0	100.0	24,465	304,172	110.6	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
有担保	5,690	88,443	86.4	10.7	4,855	76,305	86.3	9.9	4,220	67,047	87.9	8.8
無担保	97,873	741,763	89.8	89.3	93,013	698,307	94.1	90.1	90,356	692,901	99.2	91.2
合計	103,563	830,205	89.4	100.0	97,868	774,612	93.3	100.0	94,576	759,947	98.1	100.0

第5次中期事業計画（平成30年度～平成32年度）

業務運営方針

埼玉県信用保証協会は、平成30年4月から改正信用保証協会法等が施行されることを受け、今まで以上に金融機関ならびに各中小企業等支援機関と連携しながら、地域の中小企業・小規模事業者（以下、「お客さま」という。）の発展・維持に努めます。

埼玉県信用保証協会の基本理念である「地域社会の発展のため、お客さまの中に秘められた可能性を発掘し、夢の実現のお手伝いをする」を体現するために、これまで以上にお客さまの目線に立ち、各機関と共に手を携えて行動します。

このような業務姿勢をもって、金融機関ならびに中小企業等支援機関との連携を追求し、金融・経営支援を通じて、真に県内のお客さまの成長と発展に資するよう、次の(1)(2)の観点から業務に取り組みます。

(1)お客さま満足の追求

①お客さまのニーズ把握

常にお客さまの目線に立ってニーズを的確に把握するとともに、その事業内容の適切な理解から発展性・持続可能性を見出し、多様な資金需要をサポートすることによってお客さまに「寄り添う」信用保証協会を目指します。

②お客さまサービスの充実

金融機関とのより緊密な連携ならびに対話により、お客さまと金融機関との関係性強化をバックアップし、ライフステージに応じた適切な信用保証の供与によって金融支援に寄与します。あわせて、的確な経営支援策を提供することによってお客さまの「企業価値の磨き上げ」に資するよう努めます。

③地域連携・情報発信の強化

地域経済の活性化の観点から、県・市町村・商工団体等との連携強化を促進します。また、信用保証の有用性に関する情報発信に努め、お客さまに「選ばれる」信用保証協会を目指します。

(2) 経営基盤の強化

①コーポレートガバナンスの強化

コンプライアンスプログラムの実践および監理を強化し、また、経営方針等の職員への浸透・徹底を図ることで組織力の強化に努め、お客さまや金融機関および中小企業等支援機関から寄せられる社会的な期待に十分応えられる組織を目指します。

②経営の健全性の向上

信用リスクの管理・制御を適時適切に行い、健全経営の維持・向上に努めます。また、経営を揺るがしかねない反社会的勢力の排除および不正利用の防止に対しては細心の注意を払います。

③経営の効率化

お客さまに対する支援やサービスの充実に寄与するため、人員等の適切な配置に努め、組織・業務運営体制の効率化および合理化を促進します。

④能力開発・人材育成の取組み強化

事業再生・事業承継等の高度化するお客さまの経営課題に対応しうる職員の育成に努め、お客さま満足の充実・向上に資するよう努めます。

令和2年度経営計画

埼玉県信用保証協会は、第5次中期事業計画の業務運営方針を踏まえ、令和2年度の経営計画における重点課題として、以下のとおり取り組みます。

①お客さまのニーズ把握

- 1) お客さまとの対話による情報収集
 - 企業訪問および金融相談を積極的に実施します。
- 2) 地域経済発展に資する金融機関との関係強化
 - 経営トップから実務担当者までの各階層での対話により関係性を強化します。

②お客さまサービスの充実

- 1) お客さま本位の提案の強化
 - お客さまのライフステージに応じた金融支援を展開し、金融機関との適切な連携による継続的支援体制を確保・維持します。
- 2) お客さまの企業価値向上に資する支援活動の強化
 - 経営課題に係る「気づき」を提供します。
 - 経営改善計画等の策定支援活動を深化させます。
 - お客さまの実態に合った経営支援策を展開します。
 - 深度あるフォローアップを実施します。
 - 事業再生・事業承継への対応力強化と体制整備を行います。
- 3) お客さま満足（CS）の更なる向上
 - CS活動を継続展開します。

③地域連携・情報発信の強化

- 1) 商工団体等との持続的な関係の構築
 - 商工団体等との中長期的な関係強化策を策定し、実践します。
 - 彩の国中小企業支援ネットワークを活用した参加各機関との個別連携を強化します。
- 2) 当協会の取組みの認知度向上
 - お客さまにとって分かり易く親しみやすい広報活動を展開します。
- 3) 地域社会に向けた貢献活動の展開
 - 学生等に対する金融教育や起業マインドの醸成への取組みを行います。
 - 職員の特性や資質を活かして地域振興へ貢献します。

④コーポレートガバナンスの強化

- 1) 組織力向上を企図した内部統制の強化
 - コンプライアンスプログラムの実践・監理を強化します。
 - 経営計画の実効性評価（PDCA）を確立します。

⑤経営の健全性の向上

1) 信用リスク管理の強化

- 延滞・期限経過債務に対するきめ細かな管理を行います。
- 返済緩和企業の分類管理と分析を行い、施策への応用に繋がめます。

2) 反社会的勢力の排除と不正利用の防止

- 反社会的勢力の排除や不正利用の防止に係る教育を徹底します。

⑥経営の効率化

1) 業務の生産性向上を意識した効率化・合理化の促進

- 生産性向上に資する仕組みを検討します。
- 合理的な管理回収体制を構築し、実務において実践します。

⑦能力開発・人材育成への取組み強化

1) お客さま支援のための職員の資質の向上

- 全社的な人材開発・研修プログラムの策定・強化を行います。
- お客さまの様々な課題に対応できる人材を育成します。

【主要業務の計画】

(単位：百万円、%)

項目	金額	対前年度実績比
保証承諾	270,000	88.8
保証債務残高	736,800	97.0
代位弁済(元利)	13,000	104.0
実際回収(元損)	3,100	85.8

情報管理・コンプライアンス等の取組み

情報資産管理強化への取組み

当協会では、事業活動の実施に伴って取り扱うお客様の情報を、守るべき最重要な情報資産として認識しています。そうしたことから、情報資産の管理強化を図るため、情報セキュリティ基本方針を掲げるとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を構築・運用し、情報管理体制の確立に努めています。

今後も、中小企業者、ならびに関係機関の皆さまから安心して保証を利用していただけるように、引き続き、よりレベルの高い情報管理に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当協会は、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としています。当協会は、事業活動の実施に伴って取り扱うお客様の情報を守るべき最重要な情報資産として認識し、これを守るために、協会内に情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、運用し、見直し、維持および改善します。具体的には、以下の指針に従って活動を推進します。

1. 情報セキュリティ目標

当協会は、情報セキュリティマネジメントシステムを適切に実施し、事業活動を行うにあたって、情報セキュリティ目標を設定し、これを達成するための計画を策定し、実施します。

2. リスクアセスメントの実施

当協会は、情報資産に対して、リスクアセスメントを実施し、各情報資産に及ぼすリスクを認識した上で、これに対する管理策を策定し、実施し、これを維持します。

3. 情報セキュリティ体制

当協会は、情報セキュリティマネジメントシステムを推進する機能として、情報セキュリティ委員会を設置し、部門には情報セキュリティ責任者を配置し、情報資産の適正な管理を実施します。

4. 法令および規制等の遵守

当協会のすべての役員、職員（嘱託、パート、派遣スタッフ（業務委託先含む））は、情報セキュリティに関する法令、規制およびお客様との契約事項については、その要求事項を遵守します。

5. 教育・訓練

当協会のすべての役員、職員（嘱託、パート、派遣スタッフ（業務委託先含む））には、必要な情報セキュリティに関する教育・訓練を実施し、各人に情報セキュリティの活動の重要性を認識させることにより、意識の向上および関連する諸規程の周知徹底を図ります。

個人情報保護の取組み

個人情報保護宣言

埼玉県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記9の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記9の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記9の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は、各担当地域を管轄する本店営業部、支店、債権管理部となります。担当地域の詳細と各部署の連絡先については「担当地域と事務所のご案内」（P34）をご覧ください。

コンプライアンス・危機管理態勢の基本方針

当協会は、公的使命と社会的責任を果たし、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンス・危機管理態勢の強化に役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として「信用保証協会倫理憲章」を制定し、役職員の行動指針として「行動規範」を策定しています。

コンプライアンス・危機管理態勢を徹底するため、必要に応じて対策本部を設置し、解決までの全ての任にあたるとともに、統括部署を定め、マニュアルに基づく指導や研修・啓蒙活動を行っています。各部署には総括担当者を配置し、実施状況を監視することで問題の早期発見に努めています。更に顧問弁護士とも連携を強化するなど、きめ細かい実践体制を整えています。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

5. 地域社会に対する貢献

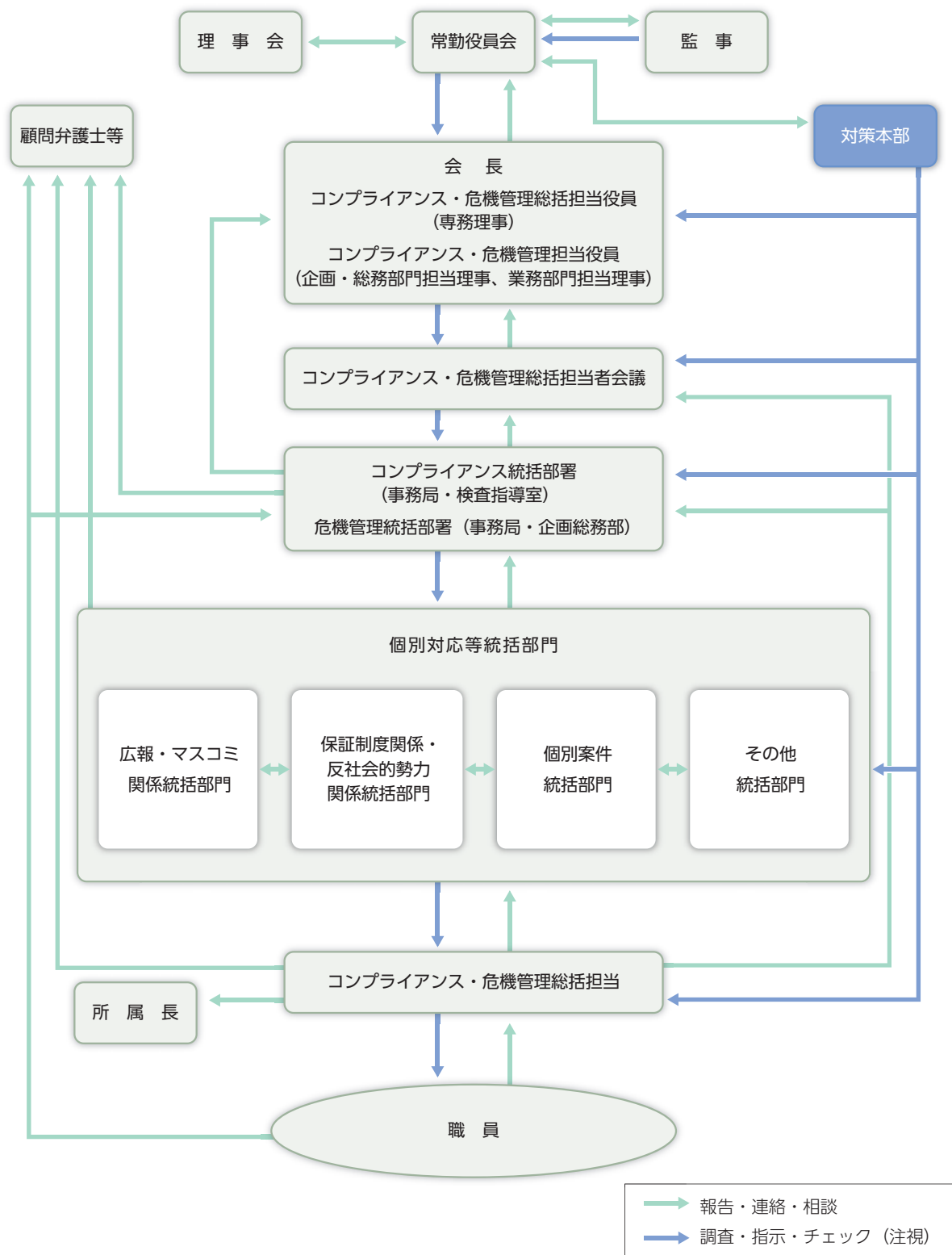
広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを実現するための具体的な行動計画を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定するとともに、このプログラムの進捗確認および実施状況の評価・チェックを随時行っています。

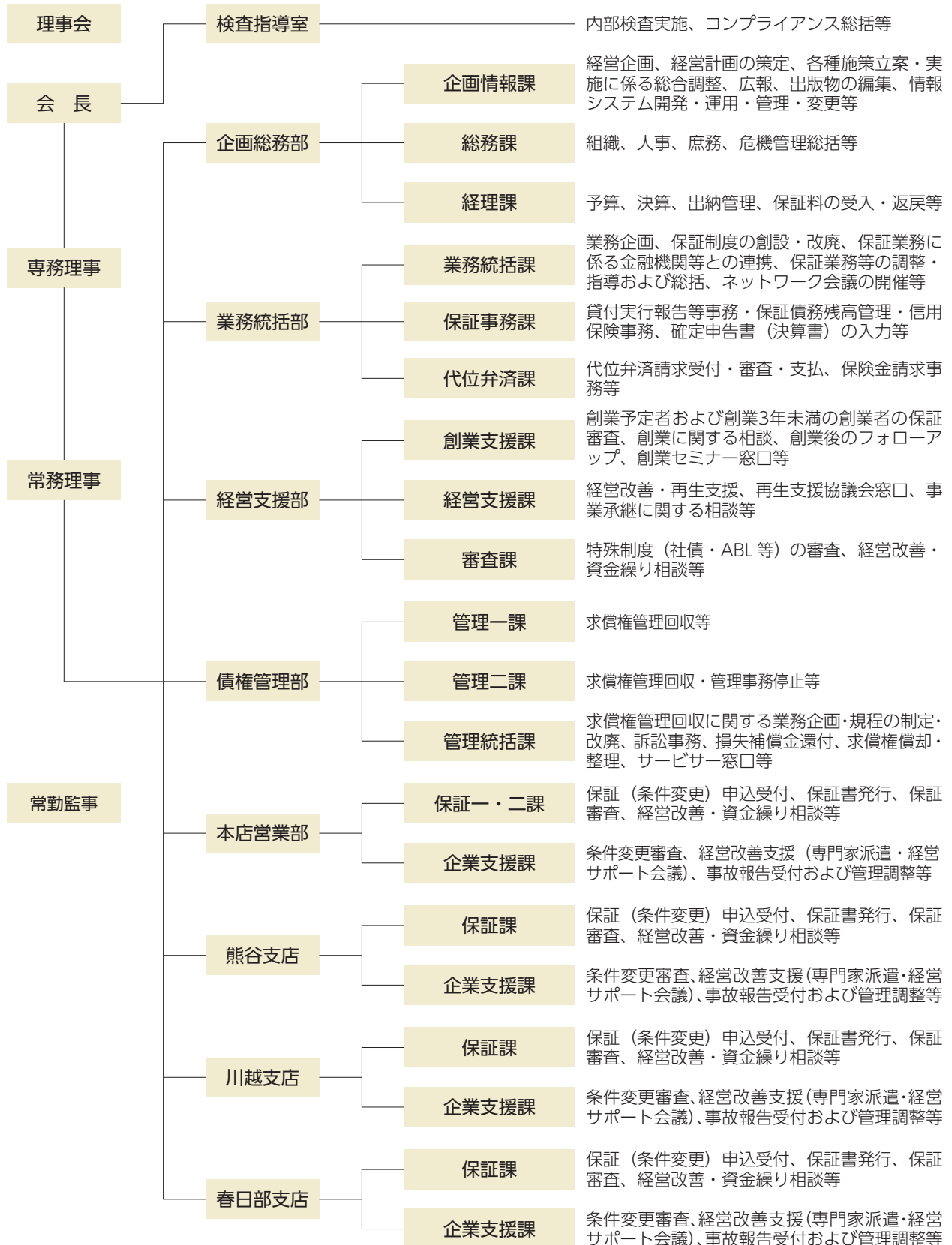
① 業務執行にあたる役員の責務	コンプライアンス・危機管理総括担当者を選任するとともに、定例の幹部職員会議や年度初めにおける役員の講話などを通じ、コンプライアンスの徹底を指示します。
② コンプライアンスの統括	前年度の実績報告を行うとともに、次年度のコンプライアンス・プログラムを審議します。また、必要に応じて不祥事の発生防止等に向けた指導を行います。
③ コンプライアンス態勢の強化	内部検査や会議の開催等によって、定期的に各部署のコンプライアンスの推進・遵守状況を確認し、指導・助言を行います。
④ コンプライアンス統括部署の責務	コンプライアンス・危機管理総括担当者会議を運営するとともに、コンプライアンスチェックシートによるモニタリングを行います。
⑤ コンプライアンス担当者の責務	日常を注視し、コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、コンプライアンス教育等に力点を置いています。
⑥ 研修・広報等の実施	不祥事を未然に防止するため、外部講師による集合研修や内部研修等を実施します。また、取り組み内容をホームページや広報誌等に掲載します。

コンプライアンス・危機管理体制図 (令和2年6月1日現在)

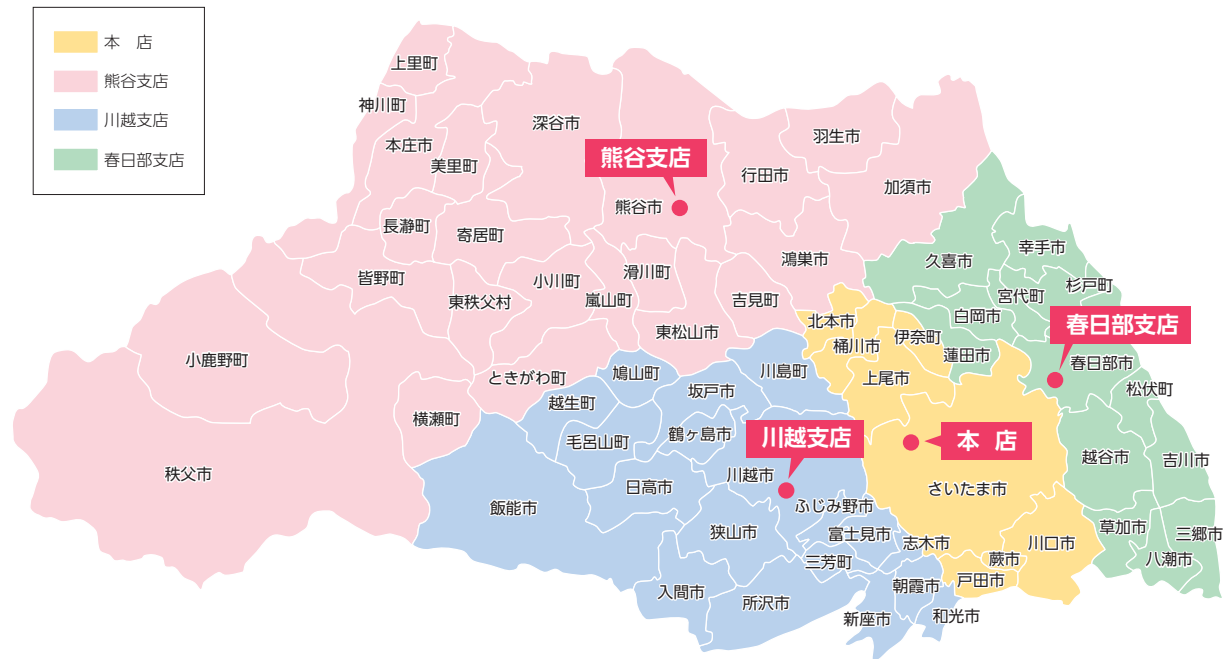


事業体制と県内ネットワーク

組織機構図と主な業務 (令和2年6月1日現在)



担当地域と事務所のご案内



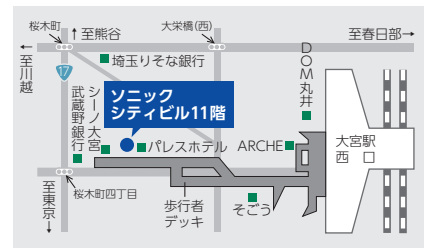
本店

〒330-9608

さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 (ソニックシティビル11階)

※経営支援部はソニックシティビル10階

TEL 検査指導室	048(647)4718
企画総務部	048(647)4712
企画情報課	048(647)4711
総務課・経理課	048(647)4713
業務統括部	048(647)4714
業務統括課・保証事務課	048(647)4720
代位弁済課	048(647)4716
経営支援部	048(647)4717
創業支援課	048(647)4715
経営支援課・審査課	048(647)4721
債権管理部	048(647)4722
管理一・二課	048(647)4723
管理統括課	
本店営業部	
保証一課	
保証二課	
企業支援課	



大宮駅西口より徒歩5分

熊谷支店

〒360-8608

熊谷市筑波2丁目48番地1

(大栄日生熊谷ビル4階)

TEL 保証課 048(521)5221

企業支援課 048(521)5277



熊谷駅北口より徒歩3分

川越支店

〒350-1183

川越市新宿町1丁目17番地17

(ウエスタ川越公共施設棟5階)

TEL 保証課 049(249)1681

企業支援課 049(249)1671



川越駅西口より徒歩5分

春日部支店

〒344-8508

春日部市南1丁目1番7

(埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設5階)

TEL 保証課 048(731)7311

企業支援課 048(731)7312



春日部駅西口より徒歩5分



ホームページ

埼玉県信用保証協会

検索

